

船舶事故調査報告書

平成22年5月13日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）
委員 山本 哲也
委員 根本 美奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 平成21年4月3日（金） 17時00分ごろ |
| 発生場所 | 鹿児島県 ^{きもつき} 肝付町 ^{ひさき} 火埼灯台から真方位160° 180m付近 （概位 北緯31° 16.8′ 東経131° 07.9′） |
| 事故調査の経過 | 平成21年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | モーターボート えり丸、2.6トン 294-17916鹿児島、個人所有 8.46m×2.29m×0.80m、FRP ディーゼル機関、125kW、平成5年9月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年11月17日 免許証交付日 平成19年12月4日 （平成25年11月16日まで有効） |
| 死傷者等 | 負傷 1人（船長） |
| 損傷 | 船首部船底き裂及び擦過傷 |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長1人が乗り組み、同乗者2人を乗せ、鹿児島県肝付町火埼灯台から227°（真方位、以下同じ。）7.5海里（M）付近などで釣りを行った。</p> <p>船長は、釣りを終了して帰航することにし、火埼灯台から227° 3M付近を発進し、操舵室内右舷側の高さ約80cmの操縦席に腰掛け、約055°の針路及び約8ノットの速力で、手動操舵により航行した。</p> <p>船長は、釣り場で本船に飛来してきた海鳥一羽が帰航中も飛び立たなかったため、このままでは内之浦漁港内にいるトビなどに狙われると思い、海岸の近くで停留すれば飛んで行くと考え、平成21年4月3日16時57分ごろ火埼灯台から180° 700m付近で左舵をとり、約002°の針路で、火埼南側の海岸（以下「本件海岸」という。）に向けて航行した。</p> <p>同乗者Aは、船首甲板中央部で船尾方を向いて座って錨索の片付けなどを行い、同乗者Bは、船首甲板左舷側で手元を見ながら釣り道具の片付けをしていたが、船長は、視界が良かったので、同乗者2人に見張りを依頼しなかった。</p> <p>船長は、16時58分ごろ、火埼灯台から180° 400m付近で、</p> |

| | | | | | | | | | |
|---------------|---|---------|----|-----------|----|----------|----|-----------|---|
| | <p>操舵室前部の棚に置いていたクリアケースが床に落ち、中に入れていた船舶関係書類が飛び出したため、舵輪から手を離して操縦席から降り、屈んだ姿勢で書類を拾い集め始めた。</p> <p>船長は、船体動揺などにより、書類を拾い集めるのに手間取っているうちに時間の経過を忘れ、操舵室左舷側で立ち上がってクリアケースを元の場所に戻して前方を向いた17時00分ごろ、本船は、火埼灯台から160° 180m付近の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長が船首部の損傷状況を確認している間に、一級小型船舶操縦士免許を受有している同乗者Aが機関を停止したところ、本船は、引き波によって離礁した。</p> <p>船長が右橈骨骨折を負ったことから、同乗者Aが、機関室への浸水がないことを確認後に機関を始動して操船し、肝付町内之浦漁港に帰航した。</p> | | | | | | | | |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮末期、波 ほとんどなし</p> | | | | | | | | |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、目的地がいつも行く釣り場であったことから、GPSプロッタ一組み込み式魚群探知機を停止して航行した。</p> | | | | | | | | |
| <p>分析</p> | <table border="0"> <tr> <td data-bbox="549 889 874 925">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="874 889 1452 925">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 931 874 967">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="874 931 1452 967">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 974 874 1010">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="874 974 1452 1010">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1016 874 1052">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="874 1016 1452 1350"> <p>本船は、火埼南方沖を北進中、船長が、床に落下した船舶関係書類を拾い集めることに注意が向き、船首方の適切な見張りを行っていなかったため、本件海岸の岩場に接近していることに気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>船長が、船首甲板にいた同乗者2人に見張りを依頼していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table> | 乗組員等の関与 | あり | 船体・機関等の関与 | なし | 気象・海象の関与 | なし | 判明した事項の解析 | <p>本船は、火埼南方沖を北進中、船長が、床に落下した船舶関係書類を拾い集めることに注意が向き、船首方の適切な見張りを行っていなかったため、本件海岸の岩場に接近していることに気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>船長が、船首甲板にいた同乗者2人に見張りを依頼していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> |
| 乗組員等の関与 | あり | | | | | | | | |
| 船体・機関等の関与 | なし | | | | | | | | |
| 気象・海象の関与 | なし | | | | | | | | |
| 判明した事項の解析 | <p>本船は、火埼南方沖を北進中、船長が、床に落下した船舶関係書類を拾い集めることに注意が向き、船首方の適切な見張りを行っていなかったため、本件海岸の岩場に接近していることに気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>船長が、船首甲板にいた同乗者2人に見張りを依頼していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p> | | | | | | | | |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、火埼南方沖を北進中、船首方の適切な見張りを行っていなかったため、本件海岸の岩場に接近していることに気付かずに航行し、本件海岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p> | | | | | | | | |